

ロビー入金機専用カードご利用規定

1. (ロビー入金機専用カードの発行)

当金庫が発行するロビー入金機専用カード（以下「入金機カード」という。）は、当金庫がご利用者に貸与するものです。

2. (入金機カードの利用)

- (1) 入金機カードは、当金庫のカード対応ロビー入金機（以下「入金機」という。）を使用して紙幣、硬貨を入金する場合に使用します。
- (2) ご利用時間は、当金庫営業日の午前9時から午後3時までです。
- (3) 入金機の故障等により入金ができない場合は、発行店の窓口にて入金をしてください。
- (4) 入金機カードは、発行店の入金機に限り使用できます。

3. (入金機の操作)

- (1) 入金機のカード挿入口に入金機カードを挿入し、入金操作をしてください。
- (2) 入金操作後、当金庫所定の入金伝票に金額を記入してください。
- (3) 入金伝票を入金機から排出された「受付票」と一緒に窓口にて提示してください。

4. (入金機カードの紛失・盗難等)

- (1) 入金機カードを紛失・盗難または損傷されたときは、直ちにカード発行店にお届けください。
- (2) お届け頂くと同時に、その入金機カードについては解約手続きを取らせていただきます。引き続き入金機カードのご利用を希望される場合には、改めて、入金機カードをお申込みいただきますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 紛失・盗難に伴い解約手続きを行なった入金機カードは、後刻発見されたとしても、使用できません。

5. (入金機カードの譲渡・転貸等の禁止)

入金機カードは他人に譲渡・転貸または質入れすることはできません。

6. (利用期間)

- (1) 入金機カードの当初のご利用期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) その後、双方（利用契約者および当金庫）に異議ない時は翌年3月末日まで引き続き入金機カードをご使用できます。

7. (解約)

- (1) ご利用者、または当金庫の都合によりいつでも解約することができます。
- (2) 以下の場合、当金庫の都合により解約いたします。
 - ・ご利用者が入金機カードを譲渡・転貸・質入れ等不正に使用した場合
 - ・その他、相当の事由がある場合
- (3) 紛失・盗難以外の事由による解約の際は、入金機カードをご返却いただきます。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)